

令和6年度えひめこどもの城大型遊具等整備基本計画 及び実施設計等業務委託に係る特記仕様書

えひめこどもの城大型遊具等整備基本計画及び実施設計等業務（以下、「本業務」という。）の受託者は、えひめこどもの城の将来像を踏まえ、本仕様書に基づき大型遊具等整備の想定事業費の範囲内で最大の効果を生む積極的な提案を行うものとし、基本計画及び実施設計等を取りまとめるものとする。

I 業務概要

1. 業務名称等

業務名称：令和6年度えひめこどもの城大型遊具等整備基本計画及び実施設計等業務委託

業務内容：開園から25年を経たえひめこどもの城の大型遊具の再整備にあたり、立地環境や施設の特性を活かした効果的な基本計画を立案し、建設工事の準備に必要な実施設計図書を作成する。

履行期間：契約日から令和7年3月（予定）

2. 計画地概要

(1) 計画地名称：えひめこどもの城

(2) 位置：愛媛県松山市西野町乙108番地

(3) 主な用途：児童厚生施設（大型児童館A型）及び児童遊園

3. 施設（大型遊具等）の条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地面積：約34.6ha 松山市西野町及び砥部町宮内にまたがる区域

b. ゾーン区分：○体験施設 31.2ha

① こどものまちゾーン (3.9ha)

② イベント広場ゾーン (2.0ha)

③ 創造の丘ゾーン (2.8ha)

④ 冒険の丘ゾーン (8.7ha)

⑤ ふれあいの森ゾーン (13.8ha)

○その他 3.4ha

① 松山側駐車場〔乗用車395台（大型バス10台を含む）〕 (1.1ha)

② 砥部側駐車場〔乗用車105台〕 (0.2ha)

③ その他 (2.1ha)

(2) 設計の条件

a. 延べ面積：指定しない

b. 主要構造：指定しない

c. 高さ等：周辺の景観及び街並みとの調和に留意すること

d. その他：ベビーカー、車いす等の利用者に配慮すること

(3) 建設の条件

a. 想定事業費：6億2千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 建設に伴う必要な調査及び届出等を含む。

b. 建設工期：令和7年4月～令和11年3月（予定）

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

a. 第2期えひめこどもの城魅力向上戦略（以下、「第2期戦略」という。）

b. プロポーザル採択時の企画提案書

(5) 対象施設（大型遊具等）

- a. スライダー遊具（既存：ボブスレー）
- b. 園内移動手段となる遊具A（既存：ロードトレイン）
- c. 園内移動手段となる遊具B（既存：てんとう虫のモノレール）
- d. a から c の施設整備に必要な付帯施設及び構造物
- e. 想定事業費の範囲内で、a から d の整備以外に設置可能なその他遊具

※ 実施設計の対象施設は、基本計画の内容等により変更になる場合があり、県と受託者の協議により決定する。

※ 第2期戦略のうち、トランポリン遊具（既存：ふわふわドーム）及び森の広場は対象に含まない。

II 業務仕様

1. 業務の要件

- (1) 本業務の受託者は、第2期戦略の内容を十分に理解したうえで、業務を実施すること。
- (2) 本業務にあたり受託者は、対象施設に付帯する給排水、電気・機械設備等の設計を行うものとする。
- (3) 本業務に使用する意匠その他著作権等について、手続き、費用等が必要な場合は、事前に県と受託者が協議し採用の是非を決定する。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、県と受託者が協議し決定する。

2. 具体的な業務内容

受託者は、第2期戦略及び本仕様書に基づき、県及び指定管理者と協議のうえ、業務を進めるものとする。

(1) 基本計画

現地調査及び計画条件の整理

- ①対象施設の整備に伴う来園促進案の検討及び対象施設（大型遊具等）の導入検討
 - ②対象施設の配置計画、園内移動手段となる遊具の運行経路の確認、付帯施設の検討、その他遊具の検討（想定事業費の範囲内で設置可能な場合に限る。）
 - ③来園者及びスタッフの動線計画の作成
 - ④付帯施設を含む対象施設の配置平面図、一般図（意匠イメージ図程度）、主要仕様書の作成
 - ⑤整備事業費の概算
 - ⑥対象施設の運営計画書、収支計画書（整備後10年間に必要な点検・部品更新・スタッフ研修等の経費を含む。）、スタッフ研修計画書の作成
 - ⑦対象施設の建設、管理、運営等における課題の整理
- ※ 対象施設とは、I 3（5）の大型遊具等を想定しているが、基本計画の内容等により変更になる場合があり、県と受託者の協議により決定する。
- ※ 園内移動手段となる遊具Aは、現況同等の機能や輸送能力を有する施設とし、動力や運転機構の更新に関する検討を含む。

(2) 実施設計

- ①実施設計条件の確認
- ②大型遊具配置エリアの測量（現地測量360×30m内外、仮BM設置、中心線、縦横断を想定している。）
- ③実施設計の検討（給排水、電気・機械設備等を含む。）
- ④実施設計図の作成（給排水、電気・機械設備等を含む。）

- ⑤数量計算（実施設計に必要な構造計算を含む。）
- ⑥概算工事費の算定（大型遊具等に関する見積徴収を含む。）
- ⑦工期の算定、仮設計画及び仕様書の作成
- ⑧照査
- ※ 本業務に撤去設計は含まないため、概算工事費の算定に必要な撤去費用の見積徴収を行うこと。
- ※ 測量範囲は、現在のボブスレー周辺を想定しているが、対象施設（大型遊具等）の配置によって変更、分散する場合がある。基本計画等の内容に基づき県と受託者の協議により決定する。
- ※ 構造計算に必要な過去又は近傍の調査データは可能な限り県または指定管理者から貸与することとし、建設前に実施が必要な調査等は概算工事費に含めるとともに、検証に必要な設計条件を設計図書へ明示すること。
- ※ 工作物申請等の届出が必要な場合は建設前に行うため、県と受託者が協議し対象施設の整備に必要と想定される書類を整理すること。
- ※ 園内移動手段となる遊具Aの設計は、調達に要する車両姿図、仕様書の作成等を目的としている。ただし、動力や運転機構の更新に際し、必要となる付帯設備の設計を含む。

（3）その他の業務

- ①鳥観図の作成（大型遊具配置エリアの全体像A3サイズ1枚）
- ②打合せ協議（業務着手時、中間3回、成果品納入時、その他）
- ※ 打合せ協議（その他）は、庁内関連部局や関係機関との協議を示す。

3. 実施体制等の要件

- （1）受託者は、本業務を確実に履行できる人員配置と実施体制を整え、総括責任者及び設計従事者を書面にて明示すること。受託者の建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）、建築士事務所登録通知書の写し、また総括責任者及び設計従事者の技術士登録証、建築士免許証等の写しを添付して県へ届け出ること。
- （2）本業務で作成する資料、成果品に関しては、契約期間中に県との打合せを行うものとし、設計内容や進捗状況について必要な協議を行うこと。

4. 成果品

成果品は、次のとおりとし、提出時期や提出部数、電子データの形式については、県と受託者の協議により決定する。成果品の提出場所は愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課とし、本業務の成果物に係る意匠及び著作権等については、特に定めのない限り県に帰属するものとする。

【基本設計】

- ① 基本計画報告書
- ② 基本計画図

【実施設計】

- ① 測量成果簿
- ② 実施設計報告書
- ③ 実施設計図書（図面、数量計算書、構造計算書等）

【その他】

- ① 鳥観図
- ② 打合せ記録簿
- ③ その他、県と協議のうえで必要とする資料
- ④ 成果品の電子データ